平成24年審査の目標期間の達成状況等について(公表)

審査期間の目標及びその達成状況について

当委員会は、不当労働行為事件の審査期間の目標を、申立てを受けた日から起算して概ね1年 以内としています。

平成24年中に終結した事件は1件で、その処理期間は61日でしたので、目標期間内に終結し ています。

不当労働行為事件の処理状況等

平成24年中の不当労働行為救済申立事件の係属件数は、前年繰越分の1件(対前年比1件減) です。

また、平成24年中に終結したものは、和解によるものが1件です。

事件番号	申立人	申年	立 月 日	終 年 月	結日	申 立 該当号	申立内容	終結区分	審 査 員	参 与 労	委 員	処理日数
平成 23 年 第1号	組合	23.	12. 9	24. 2	. 7	2	誠実団交実施	無関与和解	(長)山下	松本	山下	6 1日

(参 考) 労働組合法第27条の18(審査の期間)

労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況 その他の審査の実施状況を公表するものとする。